

2021年1月8日

学生、保護者、関係者の皆様

東京保健医療専門職大学
学長 陶山 哲夫

緊急事態宣言再発令中の対応について(お知らせ)

2021年1月7日、政府は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に緊急事態宣言を発令しました。これを受け、本学は授業等の対応を検討した結果、感染症対策を徹底したうえで、授業の効果を維持確保するため、対面授業と遠隔授業の併用を継続することにしました。対面授業の時間を繰り上げるなどの変更がありますので、ご注意ください。

今回の緊急事態宣言再発令中の対応は、下記のとおりいたします。

なお、政府は20時以降の外出自粛を要請していますので、学生の皆様は早めに帰宅してください。この趣旨にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 授業時間

原則として、月曜日と金曜日は、従来通り遠隔授業とします。火・水・木曜日と土曜日は、従来通り対面授業で行いますが、今まで2時限から5時限目で行っていた授業を、全体に1時限繰上げ、1時限から4時限で行うこととし、1月9日(土)から開始いたします。

2. 利用時間

図書室、自習室、ラウンジ等、授業以外で本学の施設を利用できる時間は、8時から18時とします。なお、専門学校生は夜間部があり、施設全体は20時までとしていますので、ご了承ください。

3. 実習関係

授業での実習は、手指消毒等の感染対策を徹底して実施します。

臨地実務実習は、本来、医療機関等の学外で行う実習ですが、理学療法学科、作業療法学科共に学内実習として実施いたします。

4. 感染予防対策の徹底

講義中、休憩中、昼食時等の感染予防対策(マスク着用、手指消毒、三密の回避)を徹底して行います。特に、ラウンジ等でマスクを外して談笑する場面が散見されますので、万全の感染対策をしてください。

以上